

- 改正後の検察官法（昭和二十二年法律第六十一号）附則第三条に基づく同法第二十二条の読み替え 1
- 改正後の検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第六条第一項に基づく検察官法第二十五条の読み替え 2
- 改正後の検察官の俸給等に関する法律附則第六条第一項に基づく改正後の国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十九条第一項の読み替え 3
- 改正後の国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）附則第三条第一項に基づく改正後の検察官の俸給等に関する法律附則第五条第一項の読み替え 4
- 改正後の国家公務員の育児休業等に関する法律附則第三条第二項に基づく同法第二十二条の読み替え 5

○ 改正後の検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）附則第三条に基づく同法第二十二条の読み替え

（傍線部分は読み替え部分）

読 替 後	読 替 前
<p>第二十二条 檢事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は、年齢が六十四年に達した時に退官する。</p> <p>② (略)</p>	<p>第二十二条 檢察官は、年齢が六十五年に達した時に退官する。</p> <p>② 次長検事及び検事長は、年齢が六十三年に達したときは、年齢が六十三年に達した日の翌日に、検事に任命されるものとする。</p>

○ 改正後の検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第六条第一項に基づく検察庁法第二十五条の読替え

（傍線部分は読替え部分）

	読 替 後	
第二十五条 検察官は、前三条又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条第一項の場合を除いては、その意思に反して、その官を失い、職務を停止され、又は俸給を減額されることはない。但し、懲戒処分による場合は、この限りでない。	第二十五条 検察官は、前三条の場合を除いては、その意思に反して、その官を失い、職務を停止され、又は俸給を減額されることはない。但し、懲戒処分による場合は、この限りでない。	第二十五条 検察官は、前三条

○ 改正後の検察官の俸給等に関する法律附則第六条第一項に基づく改正後の国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第八十九条第一項の読替え

（傍線部分は読替部分）

読 替 後	読 替 前
<p>（職員の意に反する降給等の処分に関する説明書の交付）</p> <p>第八十九条 職員に対し、その意に反して、降給（他の官職への降任等に伴う降給及び検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条第一項の規定による降給を除く。）、降任（他の官職への降任等に該当する降任を除く。）、休職若しくは免職をし、その他職員に対し著しく不利益な処分を行い、又は懲戒処分を行おうとするときは、当該処分を行う者は、当該職員に対し、当該処分の際、当該処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（職員の意に反する降給等の処分に関する説明書の交付）</p> <p>第八十九条 職員に対し、その意に反して、降給（他の官職への降任等に伴う降給を除く。）、降任（他の官職への降任等に該当する降任を除く。）、休職若しくは免職をし、その他職員に対し著しく不利益な処分を行い、又は懲戒処分を行おうとするときは、当該処分を行う者は、当該職員に対し、当該処分の際、当該処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

○ 改正後の国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）附則第三条第一項に基づく改正後の検察官の俸給等に関する法律附則第三条第一項

五条第一項の読み替え

（傍線部分は読み替え部分）

	読み替え後	読み替え前
第五条 検事及び副検事の俸給月額は、当分の間、その者の年齢が六十三年に達した日の翌日（次項において「特定日」という。）以後、第三条第一項の規定によりその者が受ける号に応じた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間と同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。	第五条 検事及び副検事の俸給月額は、当分の間、その者の年齢が六十三年に達した日の翌日（次項において「特定日」という。）以後、第三条第一項の規定によりその者が受ける号に応じた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）	第五条 検事及び副検事の俸給月額は、当分の間、その者の年齢が六十三年に達した日の翌日（次項において「特定日」という。）以後、第三条第一項の規定によりその者が受ける号に応じた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）
2 (略)	。	。

○ 改正後の国家公務員の育児休業等に関する法律附則第三条第一項に基づく同法第二十二条の読み替え

(傍線部分は読み替え部分)

読 替 後	読 替 前
-------	-------

(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)

第二十二条 任命権者は、第十四条において準用する第六条の規定により育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、過員を生ずることその他の人事院規則で定めるやむを得ない事情があると認めるときは、その事情が継続している期間、人事院規則の定めるとところにより、当該育児短時間勤務をしていた職員に、引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務を要する官職を占めたまま勤務をさせることができる。この場合において、
、第十五条から前条まで及び附則第三条第一項の規定を準用する。

読 替 後	読 替 前
-------	-------

(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)

第二十二条 任命権者は、第十四条において準用する第六条の規定により育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、過員を生ずることその他の人事院規則で定めるやむを得ない事情があると認めるときは、その事情が継続している期間、人事院規則の定めるとところにより、当該育児短時間勤務をしていた職員に、引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務を要する官職を占めたまま勤務をさせることができる。この場合において、
、第十五条から前条まで
の規定を準用する。